

平成 21 年度

関税改正について

関税局関税課長 松村 武人

1. はじめに

関税・外国為替等審議会は、財務大臣からの諮問を受け、関税分科会において審議を重ね、平成 20 年 12 月 12 日、平成 21 年度における関税率等の改正にかかる答申を取りまとめ、財務大臣に提出した。

平成 21 年度関税改正については、当該答申を踏まえ、「関税定率法等の一部を改正する法律案」として今通常国会に提出した。

以下、平成 21 年度関税改正の具体的な内容等を概観する。

2. 関税改正を巡る諸情勢

関税率等を巡る国際的な動向についてみると、現下の深刻な経済情勢に鑑みれば、貿易拡大を通じた世界経済の成長が必要であり、我が国としては、WTO（世界貿易機関）のドーハ・ラウンド交渉の早期妥結に向けて、今後とも粘り強く取り組んでいくこととしている。

また、我が国としては、保護主義に抗していくため、輸出制限を含む貿易・投資面での新たな障壁の自粛について WTO の場でも加盟各国に強く呼びかけていくこととしている。

他方で、我が国は、WTO を中心とする多角的な自由貿易体制を補完するものとして、経済

連携協定の交渉を積極的に推進しており、本年 2 月現在、9 つの経済連携協定が発効し、それぞれの締約国との間で関税率の引下げ・撤廃が実施されているところである。

税関手続について見ると、米国同時多発テロ以降、国際貿易の安全確保と円滑化の両立に向け、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者の貨物に対する手続を迅速化・簡素化する AEO（Authorized Economic Operator）制度の推進が国際的な潮流となっており、我が国でもこれを導入し、順次対象範囲を拡大してきたところである。

また、税関における水際取締りについて見ると、国民生活の安全・安心の確保の観点から、社会悪物品や知的財産侵害物品の密輸防止、北朝鮮に対する厳正な措置等、一層の取締りの充実・強化が求められている。こうした中、昨年 8 月 22 日に決定された「第三次薬物乱用防止五か年戦略（薬物乱用対策推進本部決定）」等を踏まえ、警察等の関係機関との連携強化を図りつつ、水際取締り強化に向けた取組みがなされている。また、平成 18 年（2006 年）10 月 14 日より実施されている北朝鮮に対する制裁措置については、我が国の平和と安全を維持する観点から、措置の延長がなされている。

3. 関税定率法等の一部を改正する法律案

1. 税関における水際取締りの充実・強化

税関における水際取締りの充実・強化については、国民生活の安全・安心を確保するため、制度の不断の改善・見直しを行っていくこととしている。近年では、関税法の罰則強化、犯則調査の充実等が行われてきたところであるが、引き続き、近時発生した犯罪事例への対応の必要性、近年の暴力団排除対策の強化の動き等も勘案し、以下の改正を行うこととしている。

(1) 印紙又は郵便切手類の偽造品、変造品及び模造品について、税関における水際取締りの充実・強化を図る観点から、関税法上、輸入してはならない貨物に追加する。

(2) 近年の暴力団排除対策の強化の動き等を勘案し、保税蔵置場、保税工場、保税展示場又は総合保税地域の許可及び AEO 事業者の承認・認定をしないことができる要件として、申請者が暴力団員であること等を追加する。

2. 国際競争力強化のための通関手続の特例措置の拡充

通関手続については、前述のような AEO 制度推進の国際的な潮流¹を受けて、我が国においても取組みが進められてきた。すなわち、平成 18 年（2006 年）3 月に輸出者について、平成 19 年（2007 年）10 月に倉庫業者について、平成 20 年 4 月に通関業者及び国際運送事業者

について、順次 AEO 制度を導入し、平成 13 年（2001 年）3 月に導入した簡易申告制度を發展させた輸入者の AEO 制度（平成 19 年（2007 年）4 月導入）と併せて、サプライチェーン全体をカバーする AEO 制度が概ね構築されたところである。しかし、自ら輸出申告を行わない製造者については、AEO 制度の対象とされていない状況にある。このため、昨年 8 月に改訂された「貿易手続改革プログラム」も踏まえ、AEO 制度の対象者を製造者へ拡大することにより、サプライチェーン全体にわたる AEO 制度の構築を完結させることとしている。

具体的には、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された製造者を認定し、当該製造者により製造され、管理される貨物を輸出しようとする者は、貨物を保税地域に搬入する前に輸出申告を行うことができることとしている。

3. 個別品目の関税率の改正

個別品目の関税率改正については、前述のような関税率等を巡る内外の社会・経済情勢や、国内産業保護等の政策的な必要性を勘案しつつ、例年、所要の見直しを行うこととしており、平成 21 年度については、絹紡糸^{けんぼうし}及び絹紡紬糸^{けんぼうちゅうし}の基本税率を無税とすることとしている。

4. 暫定税率等の適用期限の延長

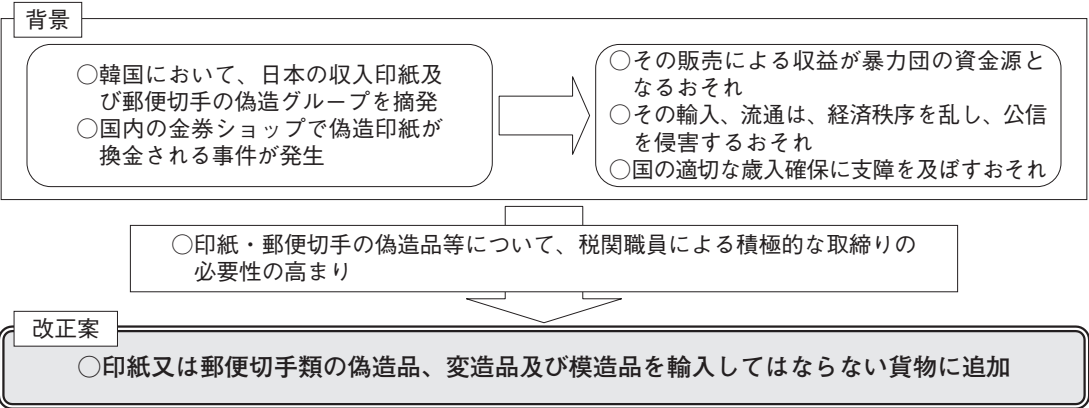
我が国では、関税定率法において、内外価格差や真に必要な保護水準を勘案した長期的な視点に立った基本税率を定めている一方、関税暫定措置法において、国内外の需給動向や国内の産業事情等に応じて機動的に対応できるよう、暫定税率等を定めている。

1 WCO（世界税関機構）においては、平成 17 年（2005 年）6 月に「国際貿易の安全確保及び円滑化のための基準の枠組み」が採択され、これを踏まえて、翌平成 18 年（2006 年）6 月に「AEO ガイドライン」が採択されている。米国においては、既に平成 14 年（2002 年）から C-TPAT（Customs - Trade Partnership Against Terrorism）という AEO 制度と同様の制度が実施されており、EU においても昨年から AEO 制度が実施されている。ニュージーランド、アジア諸国等においても同様の取組みが広がっている。また、AEO 制度を導入した各国当局間において同制度を相互に承認し、二国間の安全かつ円滑な物流を目指す AEO 制度の相互承認に向けた取組みも進められており、我が国は昨年 10 月よりニュージーランドとの間で相互承認を実施しているほか、米国、EU 等との間で精力的に協議等を進めている。

2 絹紡糸及び絹紡紬糸：生糸を製造する際の副産物を紡績した糸

(参考 1) 税関における水際取締りの充実・強化

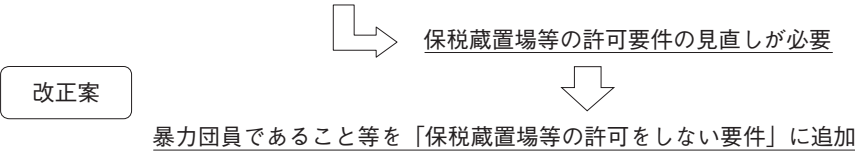
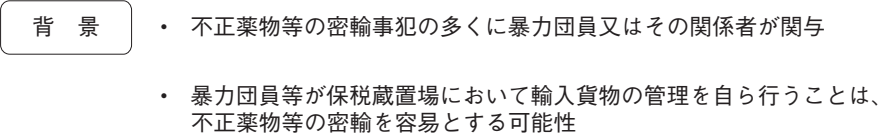
○偽造印紙・郵便切手等を輸入してはならない貨物に追加



(参考) 印紙又は郵便切手類の偽造品等の輸入に関する罰則の一覧表

種 別	輸 入 の 禁 止 規 定	罰 則
印 紙	偽造 変造	印紙犯罪処罰法(明治42年法律第39号)第2条で行使目的の輸入を禁止 5年以下の懲役(既遂/未遂)
	模造	印紙等模造取締法(昭和22年法律第189号)第1条で輸入を禁止 1年以下の懲役又は5万円以下の罰金(既遂のみ)
郵便 切手	偽造 変造	郵便法(昭和22年法律第165号)第85条第1項で行使目的の輸入を禁止 10年以下の懲役(既遂/未遂) 2年以下の懲役又は10万円以下の罰金(予備)
	模造	郵便切手類模造等取締法(昭和47年法律第50号)第1条第1項で輸入を禁止 1年以下の懲役又は5万円以下の罰金(既遂のみ)

○保税蔵置場等の許可をしないことができる要件に申請者が暴力団員であること等を追加



現行の許可要件	
以下の要件に該当しないこと ・保税蔵置場等の許可を取り消されて3年を経過していないこと ・関税法に違反して刑に処せられて3年を経過していないこと ・関税法以外の法令に違反して禁錮以上の刑に処せられて2年を経過していないこと ・以上に該当する者を役員等として使用していること 等	《暴力団員であること等が許認可等をしない要件になっている法律の例》 ・ 貸金業法 ・ 割賦販売法 ・ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

(参考 2) AEO 制度の拡充

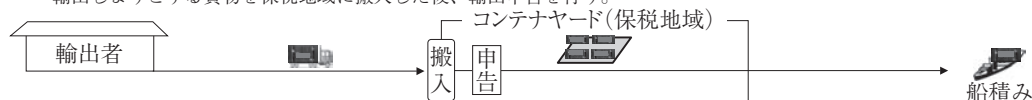
「貿易手続改革プログラム」改訂版(平成20年8月1日 貿易手続改革プログラムフォローアップ会合)(抜粋)
 2.AEO制度の推進、保税・通関制度のあり方の検討
 サプライチェーン全体のセキュリティを強化する観点から、製造業者の取扱いについても検討を行う。

制度	輸入者の AEO制度 【特例輸入申告制度】	輸出者の AEO制度 【特定輸出申告制度】	倉庫業者の AEO制度 【特定保税承認制度】	通関業者の AEO制度 【認定通関業者制度】	運送者の AEO制度 【特定保税運送制度】	製造者の AEO制度
要件	○ 一定期間法令違反がない ○ 業務遂行能力を有している ○ 法令遵守規則を定めている 等					
概要	(平成13年3月～) 【特例輸入者】 ○ 貨物到着前の輸入申告及び許可 ○ コンプライアンスの反映による審査・検査率の軽減 ○ 納税申告前の貨物の引取りと事後の納税 ○ 一括(1月分)での納税申告が可能	(平成18年3月～) 【特定輸出者】 ○ 保税地域への貨物搬入前の輸出申告及び許可等 ○ コンプライアンスの反映による審査・検査率の軽減	(平成19年10月～) 【特定保税承認者】 ○ 要件を満たす場所を届出により保税蔵置場とすることが可能 ○ コンプライアンスの反映による検査率の軽減 ○ 保税蔵置場の許可手数料の免除	(平成20年4月～) 【認定通関業者】 ○ 納税申告前の貨物の引取りと事後の納税 ○ 特定保税運送者による運送等を要件に、保税地域以外の場所にある貨物について、輸出申告を行うことが可能	(平成20年4月～) 【特定保税運送者】 ○ 保税運送について個々の承認が不要 ○ 認定通関業者が保税地域外の場所から輸出申告する貨物を積込港等まで運送することが可能	税関長の認定を受けた製造者が製造した貨物が輸出される場合の通関手続の特例措置について検討
承認者数	69者	198者	50者	8者	—	平成21年2月末現在

○ AEO 製造者制度の概要

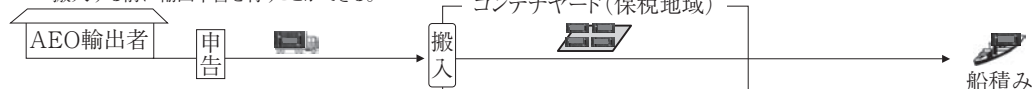
一般の輸出手続

輸出しようとする貨物を保税地域に搬入した後、輸出申告を行う。



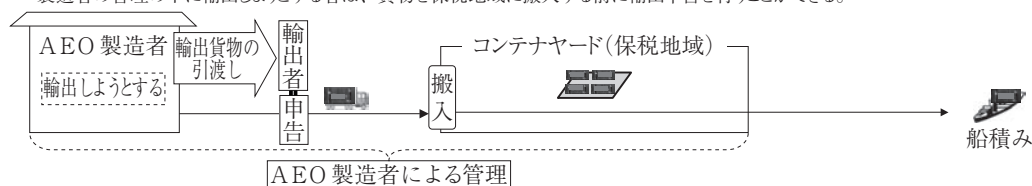
特定輸出申告(AEO輸出者の申告)

貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された AEO 輸出者は、貨物を保税地域に搬入する前に輸出申告を行うことができる。



AEO製造者の製造した貨物の輸出手続

貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された製造者として認定された AEO 製造者が製造した貨物について、AEO 製造者の管理の下に輸出しようとする者は、貨物を保税地域に搬入する前に輸出申告を行うことができる。



(参考 3) 個別品目の関税率の改正 (絹紡糸・絹紡紬糸の無税化)

けんぼうし
絹紡糸

生糸を製造する際の副産物である長さ約20cmまでの短い繊維を原料として紡績した糸。ネクタイ等の洋装品 (例: 西陣織ネクタイ) に用いられる。

けんぼうちゅうし
絹紡紬糸

絹紡糸を製造する際の副産物である繊維の長さが5cm以下の短い繊維を原料として紡績した糸。帯の裏地、足袋の底等に用いられる。

○絹紡糸・絹紡紬糸は、平成15年に絹紡糸メーカーが完全撤退して以降、生産設備は国内に存在せず、再開の予定もないため、国内産業保護の必要性はない。

○生糸については平成20年度に関税割当制度に移行し、調整金制度を廃止 (関税は枠内無税)。生糸を撚った絹糸については、平成8年度以降、基本税率無税。

○平成15年度以降、国内需要の全量を輸入。輸入額は安定的に推移。

【輸入額の推移】

(百万円)

(出所)貿易統計

【現行税率】

生糸 無税 (枠内) 6,978円/kg (枠外)	絹糸 無税 (基本)	絹紡糸・絹紡紬糸 7.3% (暫定) 無税 (特惠)
---------------------------------	---------------	----------------------------------

【改正案】絹紡糸・絹紡紬糸の基本税率無税化
7.3% (暫定税率) → 無税 (基本税率)

✓内外の経済情勢を踏まえた暫定税率の見直し。
✓特惠原産地証明書の発給などのコストや特惠関税対象国以外からの原料調達コストの軽減を通じ、地方中小企業が占める絹製品メーカーの負担を軽減。

○特惠関税対象国からの輸入が9割超 (平成19年度)。
※主要原産国: 中国、タイ

これまでGATTのラウンド交渉が妥結し協定税率が変更される際には、関税率体系について大幅な見直しを行い、その中で暫定税率について整理を行ってきているところである。

こうした点を踏まえ、暫定税率を含めた関税率のあり方については、現在行われているWTOラウンド交渉の状況を見極めて対応する必要があること等から、暫定税率については1年毎に延長してきているところであり、平成21年度についても、以下の改正を行うこととしている。

(1) 暫定税率の延長

平成21年3月31日に適用期限の到来する関税暫定措置法別表第一及び第一の三に定める物品の暫定税率について、基本税率を無税化する絹紡糸及び絹紡紬糸を除き、その適用期限を平成22年3月31日まで延長する。

(2) 特別緊急関税制度の延長等

平成21年3月31日に適用期限の到来するウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化された農産品に係る数量基準及び価格基準による特別緊急関税制度、生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置並びに生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置について、その適用期限を平成22年3月31日まで延長する。

ただし、牛肉に係る関税の緊急措置については、平成18年度、19年度及び20年度に引き続き、制度の基本は維持しつつ、発動基準数量を算出する際の基礎となる輸入数量を、平成14年度と平成15年度の輸入数量の平均とする (平成14年度と平成15年度の輸入実績の平均による発動基準数量が平成20年度の輸入実績による発動基準数量を下回る場合には、平成20年度の輸入実績による)。